

「令和8年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	反対	ご意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 引き続き水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図ってまいりたいと考えております。
2	令和8年度の「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当限度数量の設定および運用にあたっては、農林水産省等関係省庁と緊密に連携し、以下の点に配慮した慎重な対応を求めます。 国内の水産資源管理および生産基盤への配慮 現在、国内の漁業者は資源管理の徹底や燃油・資材価格の高騰などにより非常に厳しい経営環境に置かれている。 輸入割当枠の設定にあたっては、単に需要を満たすための量的拡大を優先するのではなく、国内産品の流通量や価格形成に与える影響を多角的に検証し、国内の水産業の持続可能性を損なわないよう過度な輸入拡大を抑制すること。 農水行政との連携による国内自給力の底上げ 食料安全保障の観点から国内生産の維持・拡大を図るため、農林水産省が推進する水産業振興策や生産基盤の強化に向けた施策と整合性を持たせた貿易管理を行うこと。 輸入に過度に依存する構造を固定化させないよう、国内供給力の向上に向けた取り組みと一体となった運用を求める。 原産地表示の厳格化と流通の透明性確保 輸入された原料が国内で加工された際に、消費者が原産地を誤認するような表示や流通が行われないよう、農林水産省・消費者庁等、関係省庁と連携した追跡調査の徹底および監視体制の強化を前提とした運用を行うこと。	ご意見ありがとうございます。 輸入割当限度数量については、国内生産、在庫及び輸出入の動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給の状況に即したものとなるよう、当該品目を所管する農林水産省と協議の上で決定しております。 制度の運用に当たっては、国内で実施されている水産資源管理措置等との整合を図りつつ、資源の持続的利用及び安定供給にも配慮しています。 また、ご指摘の水産業の振興等については、農林水産省などの関係省庁において各種施策を実施しております。 いただいたご意見も参考にしつつ、輸入実態等を踏まえ、今後とも適切な制度運営に努めてまいります。
3	**1. たらの卵** 該当箇所:「令和8年度『たらの卵』の輸入割当てについて(案)」(e-Govダウンロード番号0000320552)の3(1)商社割当てA1の申請者の資格イ。商社割当てA2および先着順割当てにも同旨の定めがある。 案の記載:「消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。」 意見:括弧書きの「不漁を除く」を削除し、不漁も個別に合理的理由として審査する対象に含めてください。案は例外の理由を「申請者の責によらない」としています。不漁は資源変動、相手国の操業規制、海況など申請者では左右できない要因で生じるのが通常で、自然災害と同じ性質です。本品目には漁業者割当てと海外水産開発割当てがあり、不漁の影響を直接受ける者ほど翌年度の資格を失いやすい点で、例外の趣旨と矛盾します。 出典:上記案の3(1)2イ。共通事項。e-Gov案件番号595320022の関連資料欄は空欄で、不漁を除く理由は示されていない。対照は令和7年11月4日付け輸入発表第12号「令和7年度『たらの卵』の輸入割当てについて」。 **2. 干しするめ** 該当箇所:「令和8年度『干しするめ』の輸入割当てについて(案)」(e-Govダウンロード番号0000320553)の4(1)商社割当てA1の申請者の資格イ。商社割当てA2にも同旨の定めがある。 案の記載:「消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。」 意見:「不漁を除く」を削除してください。干しするめは対象を水分量30%未満のもの及びその粉としており、原料いかの漁況が輸入時期と消化率を直接左右します。不漁を一律に申請者の責に帰する扱い、案が自ら置く「申請者の責によらない合理的な理由」と整合しません。不漁による未消化は、理由を証する書面の提出を条件に例外審査の対象とすべきです。 出典:上記案の4(1)の資格要件イ。および1の対象範囲(水分量30%未満)。e-Gov案件番号595320022の関連資料欄は空欄。対照は令和7年11月4日付け輸入発表第13号「令和7年度『干しするめ』の輸入割当てについて」。 **3. こんぶ調製品** 該当箇所:「令和8年度『こんぶ調製品』の輸入割当てについて(案)」(e-Govダウンロード番号0000320554)の3原産地。 案の記載:「本輸入発表に基づき輸入することができる国は大韓民国に限ります。」 意見:原産地を大韓民国に限る理由と、他の原産地を除外する必要性を関連資料で示してください。理由を示せない場合は、原産地限定を外すか、限定の期間と見直し条件を案に明記してください。本公募の関連資料欄は空欄であり、原産地を一国に限る割当ては輸入数量の上限に加えて供給元まで拘束します。こんぶの原簿とは別枠である本品目について、なぜ調製品だけを大韓民国産に限るのが分からず、意見を述べる前提を欠きます。 出典:上記案の3。e-Gov案件番号595320022(関連資料の入手法は空欄)。対照は令和7年11月4日付け輸入発表第14号「令和7年度『こんぶ調製品』の輸入割当てについて」の原産地の項で、同旨の限定が理由の追加なく踏襲されている。	ご意見ありがとうございます。 1. 及び2. のご意見につきまして、商社割当てを受けた者については、輸入通関実績(消化実績)が輸入割当数量の80%以上であることを申請要件としています。申請者の責によらない合理的な理由がある場合には、例外を認めることとしております。 ご指摘いただいた「不漁」については、突発的に輸入が阻害される自然災害とは異なり、特定の輸入者に限らず、いずれの輸入者にも共通して生じ得る事情であることから、合理的な理由とは認めておりません。 また、3. のご意見につきまして、こんぶ調製品の輸入割当制度における原産地については、制度創設時以来の経緯を踏まえ、大韓民国を原産地とするものとして運用しております。現在のところ韓国以外からの輸入の要望はほとんどない状況です。こうしたことから、現時点において原産地の取扱いを変更することは考えておりません。
4	「令和8年度「たらの卵」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 ・該当箇所 提出書類全般について ・意見内容 法人である申請者には書類において法人番号の記載を行わせ、提出させた方が良いと考える。 ・理由 法人番号の提出があった方が行政(経済産業省以外に厚生労働省、農林水産省、税関、財務省、国税庁、地方公共団体、捜査機関等を含む)の能率の向上が期待でき(また、問題事態を発見した市民による調査にも資するであろう。)、また公正性の向上(国際的にも各国においての公正性の向上は求められるものであろう。))についても期待出来るものである。経済産業省貿易経済協力局は、輸出入関係の事務において、法人である申請者等には法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える(銃器の輸出入に関してはそのようにしていたりするかもしれないが、他についても。))。 「令和8年度「干しするめ」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 (※「令和8年度「たらの卵」の輸入割当てについて(案)」に対する意見」と同じ) ・該当箇所 提出書類全般について ・意見内容 法人である申請者には書類において法人番号の記載を行わせ、提出させた方が良いと考える。 ・理由 法人番号の提出があった方が行政(経済産業省以外に厚生労働省、農林水産省、税関、財務省、国税庁、地方公共団体、捜査機関等を含む)の能率の向上が期待でき(また、問題事態を発見した市民による調査にも資するであろう。)、また公正性の向上(国際的にも各国においての公正性の向上は求められるものであろう。))についても期待出来るものである。経済産業省貿易経済協力局は、輸出入関係の事務において、法人である申請者等には法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える(銃器の輸出入に関してはそのようにしていたりするかもしれないが、他についても。))。 「令和8年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 (※「令和8年度「たらの卵」の輸入割当てについて(案)」に対する意見」と同じ) ・該当箇所 提出書類全般について ・意見内容 法人である申請者には書類において法人番号の記載を行わせ、提出させた方が良いと考える。 ・理由 法人番号の提出があった方が行政(経済産業省以外に厚生労働省、農林水産省、税関、財務省、国税庁、地方公共団体、捜査機関等を含む)の能率の向上が期待でき(また、問題事態を発見した市民による調査にも資するであろう。)、また公正性の向上(国際的にも各国においての公正性の向上は求められるものであろう。))についても期待出来るものである。経済産業省貿易経済協力局は、輸出入関係の事務において、法人である申請者等には法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える(銃器の輸出入に関してはそのようにしていたりするかもしれないが、他についても。))。	ご意見ありがとうございます。 ご提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。 今後、法人番号を把握することにより、審査に必要な情報を確認することが可能となり、行政事務の更なる効率化が期待できる場合には、積極的に活用を検討してまいります。